

廿日市市防犯カメラ設置等補助金交付要綱

平成30年4月1日

告示第128号

改正 令和2年4月10日告示第118号

令和4年4月1日告示第105号

令和5年2月1日告示第17号

令和6年4月1日告示第149号

令和7年3月31日告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等が地域において犯罪の発生の抑止、市民の安全・安心の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として屋外の特定の場所に防犯カメラを設置することを支援するため、廿日市市防犯カメラ設置等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、廿日市市補助金交付規則（平成5年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自治会等 自治会、町内会、地域自治組織及びその他営利を目的としない地域の団体をいう。
- (2) 防犯カメラ 不法投棄を含む犯罪の発生の抑止、市民の安全・安心の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資することを目的として不特定かつ多数の人が利用又は往来する場所を撮影するために継続的に設置し、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの機器購入及び設置工事に係る経費

(2) 原則、設置から6年を経過した既存の防犯カメラの更新及び移設に係る経費

(3) 防犯カメラの設置を示す看板設置に係る経費

(4) その他市長が特に必要と認める経費

2 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費及び撤去に係る経費は補助対象としない。

(機器の機能)

第4条 防犯カメラは、別表に定める機能を有するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、防犯カメラ設置等1箇所につき補助対象経費の5分の4以内の額とし、40万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、廿日市市防犯カメラ設置等補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市長が認める場合は、提出書類の一部を省略することができる。

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面

(2) 見積書

(3) 設置する防犯カメラのカタログやシステム構成図等の資料

(4) 防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する書類

(5) 設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類

(6) 地域防犯カメラ管理運用規程

(7) 団体規約及び役員名簿

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、廿日市市防犯カメラ設置等補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査により補助対象とならなかった者に対しても、廿日市市防犯カメラ設置等補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の条件をつけるものとする。

(1) 別に定める廿日市市防犯カメラ設置補助事業管理運用要領を遵守すること。

(2) この補助金の交付の決定を受けて、防犯カメラを設置等する者（以下「防犯カメラ設置者」という。）は、当該防犯カメラを適切に維持管理し、運用しなければならない。

(3) 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを設置等した後に、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更しようとする場合においては、廿日市市防犯カメラ設置変更・廃止申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、承認を受けること。ただし、当該廃止又は設置場所の変更に伴う補助金交付申請を行う場合はこの限りでない。

(4) 防犯カメラ設置者は、防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任を持って当該設置場所を原状復旧すること。

（関係書類の整備）

第9条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置等完了後6年間保管しておかなければならない。

（実績報告等）

第10条 防犯カメラ設置者は、防犯カメラの設置等が完了したときは、
廿日市市防犯カメラ設置等補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の
各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置等した防犯カメラにより撮影された画像
- (2) 設置等後の現況写真
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、実績報
告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメ
ラ設置等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適
合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市防犯
カメラ設置等補助金確定通知書（別記様式第6号）により防犯カメラ設
置者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による提出を受けた場合において、防犯カメラ設
置等の実績が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと
認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを防犯カメ
ラ設置者に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該
取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 補助金は前条の規定によりその額を確定した後に、交付するも
のとする。

（交付の特例）

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認め
るときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 防犯カメラ設置者は、前項の規定により概算払を受けようとするとき
は、廿日市市防犯カメラ設置等補助金概算払請求書（別記様式第7号）
を市長に提出しなければならない。

3 防犯カメラ設置者は、前項の規定による概算払を受けたときは、第9条の規定による実績報告に、廿日市市防犯カメラ設置等補助金概算払精算書（別記様式第8号）を添付するものとする。この場合において、防犯カメラ設置者は、補助金の精算にあたり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、その財産を取得した日から6年を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月10日告示第118号）

この告示は、令和2年4月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日告示第105号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月1日告示第17号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第149号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第63号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	38万画素以上
	作動時間等	1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可）
録画機能	録画時間	1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	4コマ以上
	記録画像サイズ	640×480画素以上
	記録媒体	USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること、メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えること